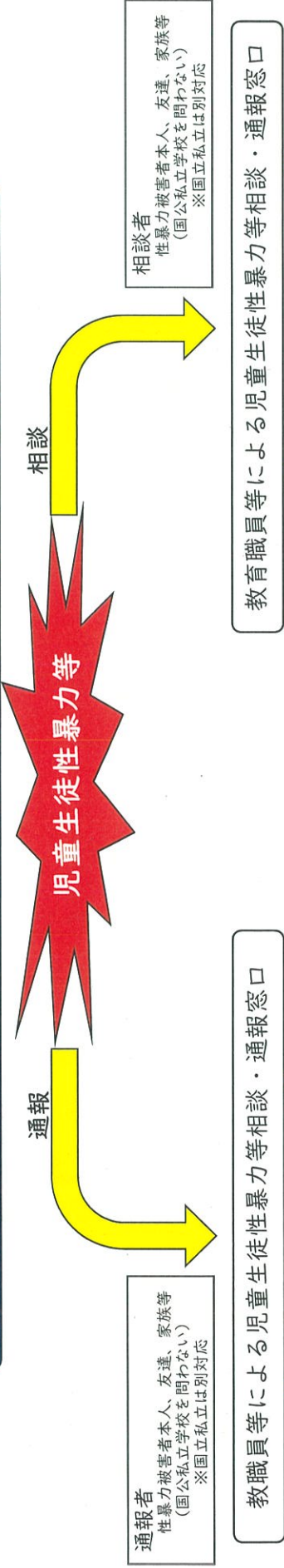


「教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口」フロー図



通報者
性暴力被害者本人、友達、家族等
(国公立私立学校を問わない)
※国立私立は別対応

相談者
性暴力被害者本人、友達、家族等
(国公立私立学校を問わない)
※国立私立は別対応

通報者
性暴力被害者本人、友達、家族等
(国公立私立学校を問わない)
※国立私立は別対応

相談者
性暴力被害者本人、友達、家族等
(国公立私立学校を問わない)
※国立私立は別対応

事前に登録した担当者に通報が同時に通知

県教育委員会(教職員課) \leftrightarrow **市町村教育委員会**

市町村教育委員会

事実の調査を指示

調査結果の報告

市町村教育委員会

通報された教育職員等が勤務する学校の校長
(ケースに応じて、市町村教育委員会指導主事も協力)

市町村教育委員会

調査された教育職員、被害児童生徒・保護者等

事実の調査を指示

調査結果の報告

市町村教育委員会

通報された教育職員等が勤務する学校の校長
(ケースに応じて、市町村教育委員会指導主事も協力)

市町村教育委員会

調査された教育職員、被害児童生徒・保護者等

事前に登録した担当者に通報が同時に通知

県教育委員会(教職員課) \leftrightarrow **市町村教育委員会**

市町村教育委員会

事実の調査を指示

調査結果の報告

市町村教育委員会

通報された教育職員等が勤務する学校の校長
(ケースに応じて、市町村教育委員会指導主事も協力)

市町村教育委員会

調査された教育職員、被害児童生徒・保護者等

性暴力等が確認できた場合
・県教育委員会と市町村教育委員会が共同で事情聴取

性暴力等が確認できなかった場合
・市町村教育委員会が状況に応じて、再度通報された教育職員等に事実確認(必要に応じて、県教育委員会も同席)

早期の処分の検討

・処分後、後任が決まらない場合、**県教委事務局職員等**の一時的な派遣を検討

・関係機関等との連携

・被害児童生徒の心身のケアのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣の検討

・犯罪と認められる場合は警察へ通報

・通報児童生徒等のケアのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣

・通報された教員の保護

相談対応ではない(通報へ)

法第19条
学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

県教育委員会(教職員課) 市町村教育委員会 市町村の関係機関 県教育委員会(教育研究所等) 市町村の関係機関

必要に応じて継続した相談・助言

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)

第二条

第三

- この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)に性交等(以下この号において同じ。)を受けようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合
 - 児童生徒等の心身に有害な影響を与えようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合
 - 児童生徒等の心身に有害な影響を与えようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合
 - 児童生徒等の心身に有害な影響を与えようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合
 - 児童生徒等の心身に有害な影響を与えようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合
- 児童生徒等の心身に有害な影響を与えようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合
- 児童生徒等の心身に有害な影響を与えようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合
- 児童生徒等の心身に有害な影響を与えようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合
- 児童生徒等の心身に有害な影響を与えようとするか又は児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合

児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合

児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合

児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合

児童生徒等(以下この号において同じ。)が児童生徒等(以下この号において同じ。)から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合



奈良県都市教育長協議会、奈良県町村教育長会と奈良県教育委員会との
連携協力に関する協定書

奈良県都市教育長協議会（以下「都市教」という。）、奈良県町村教育長会（以下「町村教」という。）及び奈良県教育委員会（以下「県教委」という。）は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律に係る連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、都市教、町村教及び県教委が、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律に対応するため、組織的、継続的に相互協力して、教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶、早期発見早期対応を目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査に関する事項
- (2) 教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口の共同設置に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 本協定に基づき知り得た秘密情報については、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（その他）

第4条 本協定書に定めるもののほか、必要な事項は、都市教、町村教及び県教委が協議の上、別に定めるものとする。
2 本協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、都市教、町村教と県教委が協議の上、その解決を図るものとする。

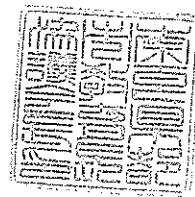
本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、都市教、町村教と県教委がそれぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年8月27日

奈良県都市教育長協議会

会長

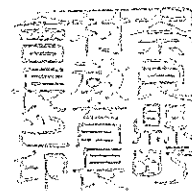
上田陽一



奈良県町村教育長会

会長

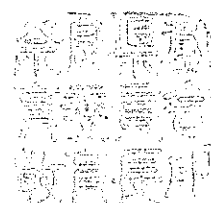
小谷隆男



奈良県教育委員会

教育長

吉田育弘



奈良県公立学校の教職員の皆様へ
～教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶を期して～

8月に入り、新型コロナウイルス感染症の感染者が急増しており、厳しい状況が続いています。その中で、教職員の皆様におかれては、感染拡大防止のための対策を維持しつつ、児童生徒の健康安全、学習保障等に取り組んでいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年6月4日に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布されました。この法律は児童生徒の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としています。

「教育は人なり」とよく言われます。つまり、教育に最も大切なのは豊かな人間性であり、そうした人間性によるかかわりの中で信頼関係が築かれていくわけです。教育は、児童生徒や保護者及び地域の方々からの信頼の上に成り立つものです。教職員による児童生徒への性暴力等の行為は、日々高い使命感を持ちながら児童生徒の指導に取り組んでいる多くの教職員の誇りを傷つけ、信頼を著しく失墜させるものです。そして、ご自身の人生をも棒に振ってしまう愚かな行為です。

しかし、残念なことに奈良県でも教職員の中には不祥事を起こす人がいます。昨年度もわいせつ事案で教諭が逮捕されるという事態が発生しています。

県教育委員会では、児童生徒への性暴力等について、早期発見・早期対応に努め、根絶していくために、市町村教育委員会と共同で、「教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口」を開設し、通報者・相談者からの通報及び相談に対応することにしました。

これを機に、今一度、ご自身の周りを見渡してほしいと思います。そして、大切な児童生徒や同僚の方々を守るために、「おかしいと思ったこと」「気がかりなこと」などがあれば、まず、管理職に相談してください。管理職に言いにくいことであれば、この相談・通報窓口を活用していただいてもかまいません。

教職員の皆様には、目の前の児童生徒が、安全に安心して、夢や希望の実現に向けて進んでいけるように力を発揮していただくことを期待しています。

県教育委員会としましても、これからも固い決意をもって、教職員の皆様とともに未来を担う子どもたちの教育に取り組んでまいります。



相談・通報窓口QRコード

令和3年9月
奈良県教育委員会

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律の公布への対応について

市町村教育委員会と連携した取組について

1 学校の設置者及び学校による定期的な調査等の実施等について【法第17条第1項関係】

(1) 目的

教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、必要な調査等を行う。

(2) 調査

- ・ 児童生徒には、アンケートを行う。(実施日は、12月の人権を確かめあう日を基本とする。)
- ・ 教育職員等には、校長が直接聞き取り調査を行う。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口の設置について【法第17条第2項関係】

(1) 目的

相談・通報窓口を設置することにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見・早期対応を行う。

(2) 運用開始予定日

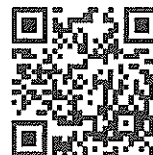
令和3年9月1日(水)

(3) 窓口の概要

- ・ 県教育委員会と市町村教育委員会が連携して、Google フォームを使用した教育職員等による児童生徒性暴力等の相談・通報窓口を共同設置する。
- ・ 通報があった場合は、県教育委員会と市町村教育委員会(県立学校の場合は校長)へ同時に通知される。
- ・ 相談があった場合は、相談者が相談を希望する教育委員会(県、市町村、または両方)へ通知される。
- ・ 県教育委員会と市町村教育委員会(校長)が連携して、早期対応・解決を図る。

(4) 周知について

- ・ 市町村教育委員会や学校を通じて、保護者等に文書を配布する。
- ・ 県内の公立学校の教職員に対しては、県教育委員会から直接メールにより、メッセージを送り、窓口の設置について周知するとともに、性暴力の防止等を啓発する。



相談・通報窓口 QR コード

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の発生時の対応について

教育職員による児童生徒等への性暴力等が明らかになった場合、速やかに学校現場の混乱を正常化させるための次の取組を行う。

- ・ 早期の事実確認・処分
- ・ 児童生徒の心身のケアのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家の派遣
- ・ 代替教員の早期配置(必要があれば、県教育委員会事務局職員等を一時的に派遣)
- ・ その他、必要なことがあれば、臨機応変に対応する。

大学と連携した取組について

1 教員養成課程をもつ大学への教育委員会事務局職員の派遣について【法第13条第3項関係】

奈良県内の教員養成課程をもつ大学からの要請に応じて、県教育委員会事務局職員(教職員課管理主事)を派遣する。性暴力根絶のための講演を担当する。養成段階からの児童生徒性暴力等の防止に関する理解を深めることを目的とする。